

# ミナトサッカーラブ ミナトサッカースクール規約

## 【名称】

1. 本スクールは、ミナトサッカースクール（以下単にスクールという）と称する。

## 【所 在】

2. 本スクールは〒273-0106 千葉県鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷4-12-27  
ミナトサッカーラブ内に事務所を置き、鎌ヶ谷市を主な活動場所とする。

## 【目的】

3. 本スクールは、専任コーチ制による一貫性のある指導を行い、サッカーを通じてスポーツへの正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

## 【入会手続】

4. 本スクールに入会できるものは、各クラス別に定められた資格に該当し本スクールの会則に賛同したものとする。
5. スポーツを行なうに適した健康状態であること。
6. 親権者の許可を得た者であること。
7. 入会希望者は別に定める入会申込者に必要事項を記入し、入会金及び月謝等を添えて提出する。

## 【会 費】

8. 会費は月謝として別に定めるところにより、コース別の会費を納入しなければならない。但し、月謝は前月25日より引き落とし(25日当日が日曜日及び祝日の場合は23日)にて納める。
9. 月謝は必ず前月払いで、28日までに納める。
10. 一旦納入した入会金及び会費等は原則として返還しない。
11. 休会及び退会等で月謝が変更になる場合は前月の15日までに申し出る。

## 【練習指導の期間】

12. 本スクールの指導期間については本スクールカレンダーによって決定する。  
8月は集中練習とする。  
最低月4日間は行なわれる。

## 【練習日時の期間】

13. 原則として、会員は個人の能力に応じてクラスごとに定められた曜日、時間に限り指導を受けることができる。

## 【練習内容】

- 1 4. 個人の能力に応じた練習内容を定め、本スクールのカリキュラムに基づいて指導する。
- 1 5. 悪天候、またはそれに付随するグラウンドコンディション使用不可能の場合、本スクールは中止とする。

## 【休講日及び臨時休校】

- 1 6. 本スクールの休講日は毎月 29 日、30 日、31 日とする。日曜日は原則的にチーム活動の日とする。
- 1 7. 本スクールは、場内整備その他、やむを得ない理由により臨時休講する場合がある。

## 【休会・退会】

- 1 8. 休会を希望する会員は別に定める休会会費を納入する。  
休会期間は、1ヶ月単位とし毎月 15 日までに休会届けと共に、その期間の月謝の半額を支払ったものについて休会と認める。
- 1 9. 退会しようとする者は、その半月前までに事務局もしくは指導者に届けなければならない。

## 【会員の心得】

- 2 0. 会員は次の事を厳守すること。
  - ①グランド内ではコーチの指示に従い、ルールを守ること。
  - ②秩序を守り、本スクールの目的に添うよう努力すること。
  - ③チームワークを守り、全員協力して常に楽しく、真面目なスポーツマンらしい行動を取ること。

## 【除名】

- 2 1. 当クラブは、本規約に違反したり、会員としてふさわしくない言動をとる者を退会させることができる。また、会費を3ヶ月以上滞納した場合は、退会させることができる。

## 【事故の責任】

- 2 2. 会員は、施設管理者及び指導者の指示に従って行動するものとし、これに違反して、盜難、傷害等の事故が起こっても、本スクール、指導者に一切の損害賠償を請求しないものとする。  
(万一の事故の場合、補償については当スクールの加入する保険会社の約款通りとする。)
- 2 3. 当スクールの行き帰りについては、個々においての責任を持って行動してください。
- 2 4. 当クラブの駐車場での事故におきましては一切の責任を負いかねます。

## 【施行】

- 2 5. 本規約は、平成 23 年 3 月 1 日（火）より施行される。